

「妊婦のための支援給付金」を支給します

妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上を目的として、2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

妊娠による心身の負担に着目した給付金であるため、流産や死産・人工妊娠中絶となった際も申請していただけます。

給付金の支給を受けるためには、認定・申請が必要です。

*美濃加茂市で妊婦給付認定を受けていただきます。

*妊婦支援給付金1回目は**母子健康手帳交付時**、2回目は**出産予定日の8週間前**から申請が可能です。

*申請の期限

1回目：医療機関において妊娠が確定された日から**2年**

2回目：出産予定日の8週間前から**2年**

1. 対象者

次の①、②、③に当てはまる方（妊婦）

- ① 令和7年4月1日以降で妊娠している方
- ② 美濃加茂市から妊婦給付認定を受けた妊婦
- ③ 令和7年4月1日以降に当市に転入し、他の自治体で出産応援給付金や妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給を受けていない妊婦

2. 給付額 ※現金または電子ギフト

妊婦1人につき

1回目（母子健康手帳交付時） **5万円**

2回目（出産予定日の8週間前から） **胎児の数×5万円**

3. 支給までの流れ

- ① 【妊婦】 1回目：美濃加茂市で妊娠の届け出をし、妊婦給付認定申請書兼給付金請求書を記入します。
2回目：妊娠7～8か月のマタニティアンケートに合わせて、市公式 LINEで申請方法をお伝えします。

（LINE登録をお忘れなく）

※令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方も妊婦のための支援給付を申請いただけます。また、妊娠届出をする前に流産などを体験された方も申請できます。



- ② 【市】 申請後、1か月程度で、支給の決定についてお知らせします。

美濃加茂市 健康課 母子保健係
月～金（土・日・祝日除く）/午前8時45分～午後4時45分
電話：0574-25-4145（直通）

妊娠・子育てに関する相談にも応じます。何かお困りごと等ありましたら、いつでもご連絡ください！！



よくある質問



Q.妊婦支援給付認定にかかわる『妊娠』の定義は？

A.受診した産科医療機関の医師等が**胎児心拍を確認したこと**をもって妊娠の事実としています。

Q.妊婦支援給付金の申請は、胎児の父親でも行えますか？

A.妊婦のための支援給付の支給要件は『妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う』とされており、胎児の父親やその他のものは支給対象（申請者）にはなりません。

Q.妊婦支援給付金の振込口座を、申請者以外の名義の口座とすることはできますか？

A.本給付金は『妊婦』に対して行うものであるため、申請者（妊婦）名義の口座への振込みとなります。

Q.双子を妊娠しました。

妊婦支援給付金としていくら支給されますか？

A. 妊婦支援給付金は、1回目:5万円支給、2回目:5万円×胎児の数を支給します。

例 1人出産 → 1回目5万円+2回目5万円 = 10万円支給
2人（双子）出産 → 1回目5万円+2回目10万円（5万円×2） = 15万円支給

Q.美濃加茂市で妊婦給付認定と1回目の給付を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、2回目の給付は美濃加茂市・転出先の市町村のどちらへ申請すればよいですか？

A.転出先の市町村に申請していただくこととなります。ただしこの場合は、転出先の市町村で改めて妊婦給付認定を受けていただく必要があります。美濃加茂市での妊婦給付認定は、転出された場合には自動的に取り消されます。美濃加茂市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできませんので、ご注意ください。

Q.流産・死産・人工妊娠中絶は給付金の支給対象になりますか？

A.産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認した後であれば、1回目・2回目ともに支給の対象となります。

1回目の申請期限は変わりませんが、2回目給付の申請期限は『流産等をしたことが医療機関等において確認された日から2年』となります。

妊娠届を出す前に流産や死産、人工妊娠中絶された場合は、申請にあたり医師の証明書が必要となります。詳しくは美濃加茂市健康課までお問合せください。